

2022年12月15日

マイナンバー違憲訴訟・大阪高裁判決についての声明

マイナンバー違憲訴訟大阪原告団

マイナンバー違憲訴訟大阪弁護団

大阪府内に居住する住民を中心とした76名の控訴人が提起したマイナンバー違憲訴訟につき、大阪高裁裁判所第11民事部（植屋伸一裁判長、福田修久裁判官、大河三奈子裁判官）は、本日、判決を言い渡した。この判決に対する原告団・弁護団の声明は以下のとおりである。

1 判決は、番号制度のもとでは、「個人の通院記録等，秘匿性の高い情報を含む個人情報個人番号と紐付けて管理されることになるから，その利用方法を誤ったり，悪用された場合には，個人情報知らぬ間に第三者に開示，公表されるなどして，重大なプライバシー侵害を生じる可能性があることは否定できない」としつつも，番号制度に設けられた種々の保護措置から，プライバシーをはじめとする基本的人権の侵害につながる具体的危険性を有するとは言い難いとした。

しかしながら，判決は，以下に述べるとおり，控訴人らの指摘する危険性を真摯に検討したものとは言い難い。

2 控訴人らの指摘したプロファイリングの危険については，番号法はプロファイリングを目的とするものではなく，プロファイリングを許容するものではない（31頁），などと行政への根拠のない過度な信頼を前提としたうえで，その危険を否定した。

3 捜査機関による個人番号の取得に個人情報保護委員会の監督が及ばないことは，法制度上の不備であるとの控訴人らの主張については，判決は「控訴人らが個人番号により紐付けられることを懸念する税金，年金，社会保険等の情報は，従前より，捜査機関において捜査上の必要があれば捜査関係事項照会等の任意捜査の方法により取得し得たもの」としたうえで，「これらの情報が個人番号により紐付けられることで，捜査機関による情報収集が効率化する可能性はあるが，そうであるからといって，番号利用法によって無限定な情報収集が許容されるようになったわけではない」などとしている。

しかし，控訴人らは，情報収集の場面のみならず，捜査機関が収集した情報を個人番号に紐付けて保管，管理，利用する（データベース化する）危険性も指摘していたが，判決はこれに何ら応えていない。

4 判決は、上記のような理由付けをもって、マイナンバー制度により控訴人らの権利を侵害する具体的な危険は生じていないとしてその請求を棄却した。

しかし、現代社会におけるプライバシー権の重要性、そして飛躍的に発達したデジタル化の技術がこれを大規模に侵害する可能性を省みず、控訴人らの不安に寄り添うことが全くない、極めて不当なものであると言わざるを得ない。

控訴人及び弁護団はこのような不当な判決に抗議すると共に上告により最高裁判所に舞台を移し引き続き闘い続けることをここに宣言するものである。

以 上